

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鯖江市は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福井県鯖江市長

公表日

令和7年1月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	【概要】 ・地方税法および鯖江市税条例に基づき、国民健康保険税の課税に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例ならびに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、次の事務に利用する。 【事務の内容】 1 被保険者について基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額および介護給付金課税額に係る所得割税額および資産割税額並びに被験者均等割税額及び世帯別平等割税額を賦課決定する。 2 賦課決定通知書(徴収区分に合わせて)を作成する。 3 賦課決定後に国民健康保険の被保険者を取得した世帯または喪失した世帯、その他の異動が生じた世帯に係る税額を更正決議書等により賦課決定し、納税義務者に納税通知書(更正)を送付する。 4 国民健康保険税の課税の特例(非自発的失業者に係る保険税の軽減)について、給与所得を100分の30に相当する額によって税額を決定する。 5 1月2日以降に転入した被保険者について、前住所地市町村に所得照会を行う。 6 市税条例に基づき、申請により減免の可否を決定する。
③システムの名称	国民健康保険税システム、宛名・住登外システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税特定個人情報ファイル、宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表24、44の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供の根拠】 国民健康保険税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 行政管理課 鯖江市西山町13番1号 0778-53-2200
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 税務課 鯖江市西山町13番1号 0778-53-2210
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次のような対策を講じており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・ 事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・ 人手を介在させる作業時には、複数人での確認を行う。 ・ 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管する。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 3 〕 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

次のような対策を講じており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

- ・ 事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。
- ・ 人手を介在させる作業時には、複数人での確認を行う。
- ・ 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管する。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5-②所属長	大滝清治	河村 博史	事前	
平成29年4月1日	I 5-②所属長	河村 博史	青山 靖彦	事前	
平成31年4月1日	I 5-②所属長の役職名	税務課長 青山 靖彦	課長	事前	
令和3年9月21日	I 4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年5月31日	I 7	総務課	行政管理課	事後	
令和7年1月17日	I 3	番号法第9条第1項、別表第一の16、30の項 (別表第一の主務省令で定める事務を定める命 令 第16,24条)	番号法第9条第1項、別表24、44の項	事後	
令和7年1月17日	I 4-②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・別表第二27の項(別表第二省令第20条) 【情報提供の根拠】 国民健康保険税に関する事務において情報 提供ネットワークシステムによる情報提供は行 わない	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表48の項 【情報提供の根拠】 国民健康保険税に関する事務において情報 提供ネットワークシステムによる情報提供は行 わない	事後	
令和7年1月17日	I 5-①部署 I 8	政策経営部	総務部	事後	
令和7年1月17日	IV 8		十分である 次のような対策を講じており、人為的ミスが発 生するリスクへの対策は「十分である」と考えら れる。 ・事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担 当者間で共有する。 ・人手を介在させる作業時には、複数人での確 認を行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚 等に保管する。	事後	
令和7年1月17日	IV 11		3) 権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策 十分である システムへのアクセスが可能な職員は、IDと パスワードによる認証によって限定しており、ア クセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成する ことで、アクセス権限の適切な管理を行っている ため、権限のない者によって不正に使用される リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	